

アルプスの風

松本広域連合ニュース NO.44／令和2年11月



● 令和2年松本広域連合議会
● 介護認定審査会及び障害支援区分認定審査会
● 人事行政運営等の状況の公表
● 令和元年度情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況

● 市村情報
● ふるさとの魅力再発見 V.O.I. 29 「生坂村」「信州まつもと空港」からのお知らせ
● 松本広域消防局からのお知らせ

圏域推計人口 令和2年9月1日 現在

世帯数(世帯)	人口総数(人)	
		421,128
176,017	男(人)	女(人)
	206,472	214,616



発行 松本広域連合

〒390-1401 松本市波田4417番地1 松本市役所波田支所4階
TEL.0263-87-5460 (総務課) 0263-87-5461 (福祉・地域課)
FAX.0263-87-5462
E-mail info@m-kouiki.or.jp URL http://www.m-kouiki.or.jp

令和2年松本広域連合議会 臨時会

7月7日に令和2年松本広域連合議会第1回臨時会が開催されました。本臨時会では、常任委員会及び議会運営委員会構成が行われ、新体制での議会がスタートしました。

◆議長 村上 幸雄

◆副議長 召田 義人

◆常任委員会及び議会運営委員会構成
（○印は委員長 ○印は副委員長）

総務民生委員会

○猪狩久美子 ○平間 正治

横内 裕治 ○平間 正治

塚原 義昭 ○平間 正治

待井 安登 ○平間 正治

上條 美智子 ○平間 正治

平田 勝章 ○平間 正治

坂内 不二男 ○上條 美智子

阿部 功祐 ○上條 美智子

池田 召田 勤重 ○上條 美智子

国昭 義人 ○上條 美智子

牛丸 西條 ○上條 美智子

塩原 智恵 ○上條 美智子

温 明 ○上條 美智子

富雄 努 ○上條 美智子

仁志 努 ○上條 美智子

明温 ○上條 美智子

芝山 一男 ○上條 美智子

坂内 不二男 ○上條 美智子

阿部 功祐 ○上條 美智子

池田 召田 勤重 ○上條 美智子

国昭 義人 ○上條 美智子

牛丸 西條 ○上條 美智子

塩原 智恵 ○上條 美智子

令和2年松本広域連合議会第1回臨時会には議案6件が上程され、慎重審議の結果、いずれも可決、同意又は承認されました。

このうち、助役の選任については、松本市副市長の嵯峨宏一氏を選任することが同意されました。



第1回臨時会の様子

- 議案第1号 令和2年度松本広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 議案第2号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）
- 議案第3号 財産の取得について（救助工作車）
- 議案第4号 財産の取得について（高規格救急自動車）
- 議案第5号 助役の選任について
- 議案第5号 議会運営委員会運営規則
- 報告第1号 令和元年度松本広域連合一般会計補正予算（第5号）（専決報告）

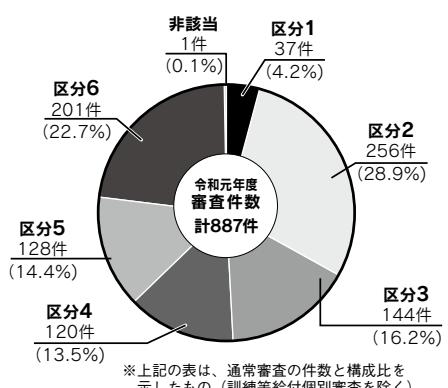
介護認定審査会及び障害支援区分認定審査会判定状況

松本広域連合では、介護認定審査会及び障害支援区分認定審査会を設置し、令和元年度の審査判定状況についてお知らせいたします。

令和元年度の審査判定状況についてお知らせいたします。

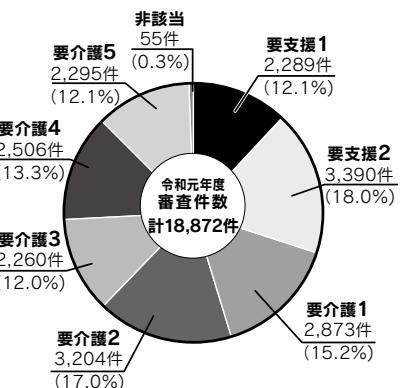
●障害支援区分認定審査●

審査会開催回数 39回



●介護認定審査●

審査会開催回数 456回



要介護認定の審査判定件数は、前年度に比べ356件増の1万8千872件、生活保護法に基づく介護扶助実施に係る委託審査27件でした。

障害支援区分認定の審査判定件数は、前年度に比べ122件減の887件、訓練等給付個別審査13件でした。

適正で迅速な審査判定事務に努めています。

要介護認定及び障害支援区分認定の審査判定にあたっては、認定調査基準により適正な調査が行われ、公平・公正な審査判定基準により円滑な審査が行われるよう、今後とも研修等を通じて資質の向上を図り、運営の適正化に努めます。

人事行政運営等の状況の公表

人事行政の公平性・透明性の確保を目的とした「松本広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員数・給与・福利厚生・研修などの状況について公表します。

1 職員数及び任免の状況

○職員数

部門	職員数		対前年 増減数
	令和元年度	令和2年度	
一般行政	11人	11人	0人
消防	394人	394人	0人
合計	405人	405人	0人

○採用及び退職の状況

令和2年度採用者数	9人
令和元年度退職者数	9人
増減	0人

※職員数は非常勤職員を除きます。

○等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和2年4月1日現在）

区分	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 定型的な業務を行う職務 2 主事又は技師の職務	60	14.8%	事務員	—	204	50.4%	係員級
				主事	—			
				消防士	43			
				消防副士長	10			
				消防士長	7			
				計	60			
2級	比較的高度の知識又は経験を必要とする業務を行う 主事又は技師の職務	56	13.8%	主事	1	88	21.7%	係員級
				消防士	4			
				消防副士長	8			
				消防士長	37			
				主任	1			
				消防司令補	5			
3級	主任の職務	88	21.7%	計	56	99	24.4%	係長級
				主任	2			
				主任（消防士長）	16			
				主任（消防司令補）	69			
				主査	1			
4級	係長、主査又は主査補の職務	99	24.4%	計	88	82	20.2%	課長補佐級
				主査補	—			
				主査補（消防司令補）	—			
				主査	1			
				主査（消防司令補）	46			
				係長	1			
5級	課長補佐の職務	82	20.2%	係長（消防司令補）	51	12	3.0%	課長級
				計	99			
				課長補佐	4			
				課長補佐（消防司令）	74			
				出張所長（消防司令）	4			
6級	課長の職務	12	3.0%	計	82	6	1.5%	次長級
				課長	2			
				課長（消防司令長）	1			
				消防署長（消防司令長）	9			
				計	12			
7級	1 本部長又は次長の職務 2 困難な業務を行う課長の職務	6	1.5%	課長（参事）	—	2	0.5%	部長級
				消防署長（消防司令長・参事）	3			
				課長（消防司令長・参事）	1			
				消防局次長（消防監）	2			
				計	6			
8級	部長の職務	2	0.5%	部長	1	405	100.0%	部長級
				消防局長（消防正監）	1			
				計	2			
				合計	405			

2 職員の給与の状況

○人件費の状況(一般会計決算)

区分	歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)
令和元年度	45億6,571万円	35億9,268万円	78.7%

※人件費には、特別職に支給される報酬等を含みます。

○職員給与費の状況(一般会計決算)

区分	職員数(A)	給与費			1人あたり給与費(B/A)
		給料	職員手当	(内)期末・勤勉手当	
令和元年度	404人	14億7,978万円	11億9,374万円	(6億2,663万円)	662万円
給与費計(B)		26億7,352万円			

※給与費には、共済費及び退職手当を含みません。

○職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(令和2年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
松本広域連合	305,454円	390,264円	39.4歳
長野県	335,157円	387,957円	45.3歳

※給与月額は、給料月額に扶養手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当を加えた額です。

○職員の初任給の状況(令和2年4月1日現在)

区分	松本広域連合	長野県	国
上級	182,200円	192,600円	182,200円
初級	150,600円	158,100円	150,600円

※区分は採用区分、国及び県では上級を大卒、初級を高卒としています。

○職員手当の状況

<期末手当・勤勉手当(令和元年度)>

区分	支給割合	
	期末手当	勤勉手当
6ヶ月	1.300月分	0.925月分
12ヶ月	1.300月分	0.975月分
計	2.600月分	1.900月分

※職務の級による加算措置があります。

○退職手当の支給割合(令和2年4月1日現在)

区分	支給率	
	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続30年	34.7355月分	40.80375月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分

※職務の級による加算措置があります。

<特殊勤務手当の状況(令和元年度)>

区分	内容等
職員全体に占める手当支給職員の割合	95.8% (388人)
支給職員1人当たり平均支給年額	177,096円
特殊勤務手当の種類	3種類
特殊勤務手当の名称	出動手当・夜間消防手当・特定行為手当

<時間外勤務手当(令和元年度)>

区分	支給額
職員全体に占める手当支給職員の割合	94.1% (381人)
支給総額	1億595万円
支給職員1人当たり平均支給年額	278,095円

○その他の手当の状況(令和2年4月1日現在)

区分	内容等
扶養手当	他に生計の手段がなく、主に職員の扶養を受けて生活している親族のある職員に支給されます。
地域手当	地域の民間賃金水準を給与に適切に反映するよう、民間賃金水準との調整を図るため支給されます。
住居手当	借家等に居住し、一定額を超える家賃などを支払っている職員に支給されます。
通勤手当	公共交通機関等を利用、又は交通用具を使用して通勤する職員に支給されます。

※この他、管理職手当、寒冷地手当等の手当が支給されます。

3 職員の勤務時間その他の勤務状況

○勤務時間

勤務時間	日 勤	午前8時30分から午後5時15分まで
	当 番	午前8時30分から翌日の午前8時30分まで

○年次休暇の取得状況

令和元年中 平均11.06日

4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況(令和元年度)

○分限処分 2件

○懲戒処分 1件

5 職員の研修及び勤務成績の評定の状況(令和元年度)

○職員の研修の状況

区分	研修内容	延べ受講者数
共同研修	個人情報保護・コンプライアンス研修	180人
一般研修	教養実務研修 消防実務研修	1,131人 20人

※共同研修の延べ受講者数には、関係市村からの受講者は含まれません。

○職員の勤務評定の状況 年1回



6 職員の福祉及び利益の保護の状況(令和元年度)

○健康診断などの実施状況

健康診断	特定業務従事者検診	人間ドック
386人	320人	29人

※特定業務従事者健診（6ヶ月ごと1回）

深夜業などの特定業務に従事する職員が対象となります。

○公務災害の認定 4件

○勤務条件に関する措置の要求の状況 0件

○不利益処分に関する不服申し立ての状況 0件



塩尻消防署に配備された重機及び重機搬送車

○職員共済会の設置及び活動状況

地方公務員法第42条に基づく職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項を実施するため、松本広域連合職員共済会を設置し、保健保養、教養、体育振興などの事業を行っています。

職員共済会は、職員からの月会費（給料月額の3.0/1,000）と広域連合補助金（給料の2.2/1,000）により運営されています。

令和元年度情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況

松本広域連合では、開かれた行政を目指して、情報公開の推進と住民の皆さんの個人情報の適正な取扱いに努めています。

1 情報公開の実施状況

(件)

実施機関	請求	処理内訳					不服申立
		公開	部分公開	非公開	取下げ	不存在	
広域連合長	13	4	9	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0
合 計	13	4	9	0	0	0	0

2 個人情報保護の実施状況

(件)

実施機関	請求	処理内訳					不服申立
		開示	部分開示	非開示	取下げ	不存在	
広域連合長	10	1	9	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0
合 計	10	1	9	0	0	0	0

信州まつもと空港から
空の旅をお楽しみください

信州まつもと空港は神戸線、福岡線
札幌線の3つの定期路線があります。
いずれも搭乗時間はわずか1時間から
2時間程度、電車や車では行きにくい
エリアへ短時間でアクセスすることができます。



特に神戸線は昨年10月に就航し、関西地方、中国四国地方へのアクセスが容易になりました。今後、ビジネス、旅行両面で交流が活発になると期待されています。

より便利になった信州まつもと空港をご利用いただき、空の旅をお楽しみください。

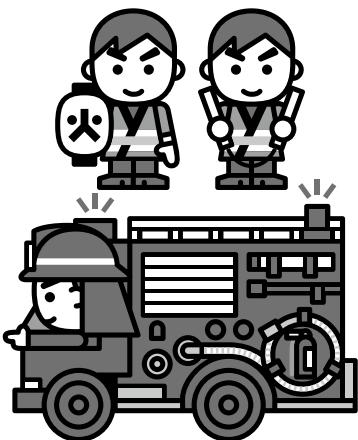
消防団による 予防広報活動について

松本市をはじめ各自治体の消防団では、毎月「防火の日」を定めて、消防車での巡回広報やサイレン吹鳴などを通して、地域の皆さんに火災予防を呼びかけています。

松本市消防団では、「市民防火の日」が制定された昭和57年4月以降、毎月15日を市民ぐるみで防火に対する関心を啓発する日とし、消防と地域との事業所が一体となって火災予防の推進と予防広報を展開してきています。

地域の皆さんには火災予防にご協力いただきとともに、地域を守る消防団の予防広報活動にご理解をお願いいたします。

松本市危機管理部 消防防災課
(松本市消防団事務局)
0263-33-1191



山頂等で自撮りした写真を道の駅いくさかの郷へ提示すると大城・京ヶ倉オリジナルピングがもらえる



京ヶ倉からの景色

馬の背道

(生坂村観光協会YoutubeでVR動画をご覧いただけます)

ふるさとの魅力 再発見

Vol.29

生坂村

キャンペーンを現在実施しています。
この機会に自然豊かな生坂村を満喫
してみてはいかがでしょうか。

0263-69-3112



大城・竈ヶ倉オリジナルピンバッジ

信州まつもと空港から

神戸・福岡・札幌へ

(1往復)

(2往復)

(1往復)

毎日運航!



神戸へ最短65分 福岡へ最短110分 札幌へ最短95分

松本
から



運航ダイヤ (2020/10/25～2021/3/27)

※発着時間は予告無しに変更する場合があります。

松本 →神戸	出発 09:50 233便	到着 10:55	神戸 →松本	出発 10:00 232便	到着 11:00
-----------	---------------	----------	-----------	---------------	----------

松本 →福岡	出発 12:45 205便	到着 14:35	福岡 →松本	出発 7:50 200便	到着 9:15
(1日2便)	出発 16:25 207便	到着 18:15	(1日2便)	出発 10:45 202便	到着 12:10

松本 札幌(新千歳)	出発 11:35 211便	到着 13:10	札幌(新千歳) →松本	出発 14:00 212便	到着 15:50
---------------	---------------	----------	----------------	---------------	----------

あなたの夢を翼でつなぐ。 FDAコールセンター／営業時間 7:00～20:00(年中無休)

TEL 0570-55-0489

FDAコールセンターまたは、お近くの旅行会社にお問い合わせください。

※一部の旅行会社では取り扱っておりません。



www.fujidream.co.jp

FDA 検索

空港駐車場が満車でも安心!

エアポートシャトルバス

松本バスターミナル(松本駅前)と
信州まつもと空港を直結!

時刻等の問い合わせは、アルピコ交通(株)まで
右記より時刻表サイトへアクセス!



SHINSHU MATSUMOTO AIRPORT 信州まつもと空港

信州まつもと空港地元利用促進協議会 TEL 0263-34-8307

- 長野自動車道塩尻北I.Cより約10分
- JR松本駅・JR塩尻駅より約9km
- 松本バスターミナルよりバスで約30分

無料駐車場520台完備!!
自宅からマイカーで出掛けられてとっても便利!

松本
広域
消防局

特殊装備小隊

(震災対応特殊車両小隊)

令和2年10月1日から 本運用開始

重機及び重機搬送車



訓練の様子



総務省消防庁から無償貸与され、塩尻消防署に配備した重機及び重機搬送車は、半年間の訓練期間を経て、令和2年10月1日から本運用を開始しました。

大規模地震や近年みられる局地的豪雨などの土砂・風水害の災害等が発生した場合に、県内外へ応援出動し、要救助者の救出、消防車両等が通行できなくなった道路のがれき除去などを任務とします。

★応急手当普及啓発優良事業所への表彰★

積極的に応急手当講習会を開催するなど、救命への取り組みが模範的な事業所や団体等に対し、表彰状を贈呈しました。

- 松本市開智小学校PTA 様
- 松本市両島町会 様
- 松塩筑木曾老人福祉施設組合
特別養護老人ホーム 桔梗荘 様
- 吉川建設株式会社 松本支店 様
- 松本市公設地方卸売市場
松本市場管理株式会社 様
- セイコーエプソン株式会社 神林事業所 様
- 株式会社アズミ村田製作所 様





「119番」通報時のお願い！

◆あわてずに今の状況を教えてください！

通報中でも「救急車」や「消防車」は現場に出動していますので、**落ち着いて質問に答えてください。**

◆サイレンを鳴らし、赤色回転灯は点灯して走行します！

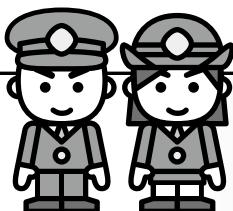
法律で義務付けられており、緊急時にサイレン、赤色回転灯を止めて走行することはできません。

◆誤って119番通報をしてしまったら切らずに応答してください！

切れた場合は、緊急性の有無を確認するために電話を折り返しますので**必ず応答をお願いします。**



ご理解・ご協力を願いします！



消毒用アルコールは火気厳禁です！

炎に注意！！



消毒用
アルコール
コンロの近くで使用しない。

高温に注意！！



消毒用
アルコール
直射日光の当たる場所に置かない。

換気しよう！



消毒用
アルコール
風通しの良いところで使用する。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、消毒用アルコールを使用する機会が増えていますが、取扱いを誤ったことによる火災が発生しています。

上の注意事項を守って、安全に使用しましょう。

令和2年秋の火災予防運動

その火事を 防ぐあなたに 金メダル

(2020年度全国統一防火標語)

11月9日から11月15日まで、全国一斉に秋の火災予防運動が実施されます。

家庭や職場において「火の用心」に心がけ、火災を未然に防ぐとともに、火事のない地域づくりにご協力ください。

この時期は徐々に気温が低くなり、石油ストーブなどを使う機会が増えます。火を取扱う場合は、周囲に燃えやすい物（紙類・危険物等）がないか確認して気を付けて使いましょう。

また年間を通じてたき火や枯草焼きなどによる火災が多く発生しています。空気が乾燥している時や風が強い時は、火を焚かないようにしましょう。



住宅用火災警報器の設置義務化から10年以上が経過しています。

一般的には電池で動いており、火災を感知するために常に電池は消耗しています。

住宅用火災警報器が適切に機能するためには維持管理が重要です。「いざ!」という時に住宅用火災警報器が適切に作動するよう定期的に作動確認を行い、反応がなければ本体もしくは電池の交換をしましょう。

住宅用火災警報器の維持管理について

定期的な作動確認

点検ボタンを押すか点検ひもをひっぱり、定期的（※1）に作動確認をしましょう。

作動確認をしても警報器に反応がなければ、本体の故障か電池切れです。（※2）警報器の本体又は電池を交換しましょう。



定期的な作動確認

古くなったら交換

火災警報以外の警報が鳴った場合

本体の故障か電池切れです。（※2）警報器本体を交換しましょう。



古くなったら交換

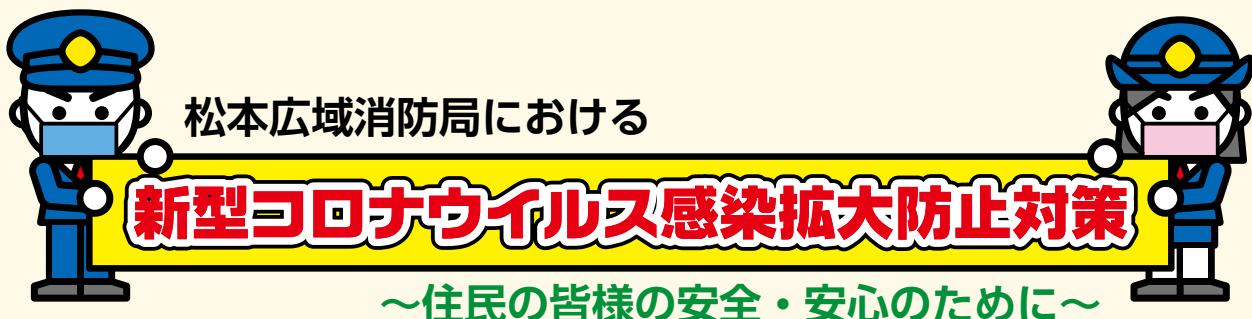
※1 住宅用火災警報器の電池の寿命の目安は約10年とされています。

警報器の作動確認は、春秋の火災予防運動の時期に行うなど、定期的に実施してください。

※2 故障か電池切れが分からぬときは、取扱説明書を確認するか、メーカーにお問い合わせください。

なお、電池切れと判明した警報器が設置から10年以上経過している場合は、本体内部の電子部品が劣化して火災を感知しなくなることが考えられるため、本体の交換を推奨しています。





松本広域消防局における 新型コロナウイルス感染拡大防止対策

～住民の皆様の安全・安心のために～

松本広域消防局では、皆様が安心して消防サービスをご利用いただけるよう、新型コロナウイルス感染症への対策を実施しています。皆様には、従前に比べてご不便をおかけしますが、「新しい生活様式」に基づき、感染拡大防止のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

窓口業務では…



救急等の現場では…

救急搬送される方、同乗される皆様および救急隊員の感染リスクを最小限に抑えるため、通常の装備に加え、これらの資器材等を使用しています。



各種講習会では…

出席の際はマスク着用や咳エチケットにご協力ください。



講習会に参加したいけれど、新型コロナウイルス感染症による影響はあるの？

受講者の人数制限や、日程を調整しながら、講習会を開催しています！



◎松本広域消防局が主催する
各種応急手当講習会

◎防火管理協会・危険物安全協会が主催する
各種資格取得講習会 など

お問い合わせは

お近くの消防署・出張所 または
松本広域消防局

☎0263-25-0119 まで

公式ホームページ URL <http://www.m-kouiki119.jp/>

松本広域消防局

検索

松本広域消防局のホームページで案内しています。電話でも、お気軽にお問い合わせください。